

かごしまの農林水産物認証マーク及びK-GAPロゴマークの一次加工品等への 使用に係る取扱いについて

認証取得者(申請者)等が製造する一次加工品等へのかごしまの農林水産物認証マーク(以下「認証マーク」という。)及びK-GAPロゴマーク(以下「K-GAPマーク」という。)の使用を認めることについて、その取扱いを次のとおりとする。

1 使用できる者

認証農(林水)産物を取扱う加工製造事業者とする。

(認証取得者(委託の場合含む)、認証取得者が属する出荷団体、一般事業者)

2 使用できる場合

全て認証を受けた農(林水)産物を使用した一次加工品等とする。

注1)想定しているのは、焼き芋、干し芋、切り干しダイコン、カット野菜等

注2)食品衛生法に基づいて、適切な製造管理がなされ、製造管理責任者が設置されている施設「焼く」「干す」「カットする」の工程やその組み合わせなど、農産物等の質などを変化させる1~2工程が加わったものを想定している。

3 使用(表示)方法等

(1) 表示方法

必ず、認証農(林水)産物使用(品目名)を併記した上で、認証マーク及びK-GAPマークを表示する。

(2) 使用(表示)形態

容器・包装、ダンボール箱、POP・ポスター、HPなどとする。

4 使用に当たっての条件

(1) 認証農(林水)産物を使用していることのわかる仕入れ・製造・出荷等の記録を保管しておくこと。

(2) 県が、必要に応じ認証マークの使用状況等の確認・調査を行う場合がある。

5 手続き等

(1) 使用を希望する者は、様式1により一次加工品等製造計画を添えて、県に使用申請する。

[一次加工品等製造計画での必要な添付書類]

・製造施設における食品安全に関する保健所の営業許可(届け出)等関係書類(写し)

・HACCP等の第三者認証を取得している場合の認証証書等(写し)

(2) 県は、使用申請の内容が適当と認められる場合は、様式2により使用を承認する。

(3) 使用を承認された者は、使用状況について、様式3により承認を受けてから使用後直ちに、県に報告する。

(4) 使用を承認された者は、全て認証農(林水)産物を使用した一次加工品等の製造を取り止めた場合、県にその旨文書(様式任意)で報告する。

[付則]

この取扱いは平成26年11月1日から適用する。

この取扱いは令和元年8月19日から適用する。

この取扱いは令和7年10月16日から適用する。

<参考：根拠規定>

実施要領の別記3「認証マーク及びK-GAPロゴマーク使用基準」の2使用の範囲の1の(3)その他県が適当であると認める者及び2の(7)その他県が適当であると認める場合に基づく。